

裁判文書の公開と利用

— 国立公文書館への移管と公文書管理法施行の意義 —

新見 克彦

はじめに

国立公文書館では、最高裁判所・高等裁判所及び地方裁判所等が保管していた明治三（一八七〇）年から昭和三九（一九六四）年までの各裁判所の民事事件の裁判文書を約五〇〇〇〇冊所蔵している。本稿では、これらの文書について、裁判所保管時における現用段階と、国立公文書館への移管後の非現用段階の公開と利用のあり方の違いに注目し¹、裁判文書が国立公文書館に移管された意義と今後の利用の可能性を検証していくことにしたい²。なお、裁判文書とは、最高裁判所の長谷川久美・有井広光氏によれば、「裁判事務、すなわち、一切の法律上の争訟及びその他の法律において裁判所が取り扱う事件に関する一切の事務に関して作成するもの」³とされている。以下、本稿における裁判文書という用語は、この定義の文書を指すことにしたい。

裁判文書の保存と非現用段階における公開と利用の研究については、平成六（一九九四）年より裁判文書が裁判所から国立大学へ一時保管された際の（この点については第一章で詳述する）、「判決原本の会」を中心とした議論の蓄積がある⁴。さらに、平成一二年には国立大学から国立公文書館への民事判決原本の移管が決定しており、その後もいくつかの論考がだ

されている⁵。

一方この一〇年余りで、裁判文書をめぐる状況は大きく変化している。平成二一年八月五日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せ（定め）が締結されて以降⁶、裁判文書は裁判所から内閣総理大臣を経て国立公文書館へ移管されるようになり、現在ではこの枠組みの中で毎年移管が継続されている⁷。また、平成二三年四月一日には公文書等の管理に関する法律（平成二一年法律第六六号、以下「公文書管理法」という。）が施行されたことにより、現在、国立公文書館に移管された裁判文書は公文書管理法のもとで利用に供されている。

しかしながら、裁判文書の公開と利用において、公文書管理法が施行された意義については、これまでの研究では十分な検証がなされていない。そこで本稿では、公文書管理法施行後の国立公文書館における、裁判文書の公開と利用に注目し、論をすすめていくことにしたい。

まず、第一章では、裁判文書の国立公文書館への移管の経緯や仕組みについて整理しておくことにしたい。なお、国立公文書館における裁判文書については、「民事判決原本」と「裁判文書」という資料群に分かれているが、この点についても解説することにした（以下、国立公文書館の資料群と

しての「民事判決原本」と「裁判文書」を指す場合は「」を付すことにする。

次に第二章では、現用段階における行政文書と裁判文書の公開のあり方を比較することで、裁判文書の特徴を考察することにした。国立公文書館の所蔵資料は行政文書が最も大部分を占めるが、現用段階における公開のあり方を踏まえた場合、裁判文書と行政文書は異なる取扱いがなされている。そこで、現用段階における行政文書との比較という視点から、裁判文書の特徴を見出し、いくことにしたい。その中でも特に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四二号、以下「行政機関情報公開法」という。）における行政文書の開示請求と、民事訴訟法（平成八年法律第一〇九号）における訴訟記録の閲覧及び謄写・正本等の交付の請求をとりあげ、その相違点から裁判文書の特徴について考えていくことにしたい。

そして第三章では、前章での現用段階の分析を踏まえた上で、裁判所保管時における現用段階と、国立公文書館への移管後の非現用段階の公開のあり方を比較し、裁判文書が国立公文書館に移管された意義を考察することにしたい。公文書管理法のもとにおいて、国立公文書館に移管された裁判文書は、行政文書と同様に「特定歴史公文書等」として扱われている。さらに、公文書管理法のもとにおいては、特定歴史公文書等の公開のあり方や利用の請求権化といった点で、国立公文書館において新たな取組がなされている。そういった要素は、裁判文書の公開と利用という観点において、どのような意味を持つのか。こうした点を論点として、裁判文書の公開のあり方について考えていくことにしたい。

さらに第四章では、前章までの分析を踏まえた上で、裁判文書の利用について、国民共有の知的資源として、今後どのように活用していくことができるのかを具体的に論及していくことにしたい。

本稿の考察は、裁判文書の現用段階と非現用段階における、公開と利用の特質を明らかにするのみならず、裁判文書に関する制度的な現状を把握し、問題点を検討することにつながっている。こうした点も踏まえながら、論をすすめていくことにしたい。

一 裁判文書の国立公文書館への移管

一・一 国立大学における一時保管

本節では、裁判文書の資料保存運動の中で、裁判文書が国立大学に一時保管され、その後、国立公文書館に移管された経緯について解説しておくことにしたい。これについては、青山善充氏¹⁰及び梅原康嗣・村上由佳氏¹¹の論考に詳しく紹介されている。以下、これらの論考に拠りつつ説明していくことにしたい。

最高裁判所は、平成四年一月二三日、事件記録等保存規程を改正して、これまで永久保存とされてきた民事判決原本を、保存期間を確定から五〇年とし、それを過ぎたものは順次廃棄する、と決定した¹²。こうした最高裁判所の廃棄方針に反対する声が全国に起き、法制史学会、日本学術会議、各地の地方史研究会、公文書館その他多くの団体が、平成四年から五年にかけて、最高裁判所に対してその決定の再考を求め、多くの声明や陳情の文書を関係機関に提出し、日本弁護士連合会もこの動きに同調していった¹³。平成五年春、事態を憂慮した国立大学法学部の民法、法制史関係の教授・助教授を中心として「判決原本の会」が結成されている¹⁴。廃棄の回避のため、全国八高裁所在地の国立大学法学部で、その高

裁管内の判決原本を受け入れて一時的に保管するという案が出され、最終的には、北海道大学・東北大学・東京大学・名古屋大学・大阪大学・広島大学・岡山大学・香川大学・九州大学・熊本大学の10の大学に一時移管されることになった¹⁵。

民事判決原本の保存運動では、「判決原本の会」等の働きかけと亀谷博昭参議院議員(当時)の尽力により、平成二年六月に国立公文書館法(平成一年法律第七九号)が成立し、行政文書以外に、立法文書・司法文書の国立公文書館への移管の筋道ができている¹⁶。

平成二年五月三十一日には「民事判決原本に関する連絡調整会議」が開かれ、国立大学において保管されている民事判決原本について、文部省との合意に基づき、段階的に移管を国立公文書館が受けることが、総理府(国立公文書館)・国立大学・日本弁護士連合会の三者で合意されている¹⁷。

平成二年九月二十六日、総理府と文部省との間で「国立大学が保管する民事判決原本の総理府(国立公文書館)への移管及び受入れに関する取扱方針」を定めるに至り、この取扱方針において、平成二二年度から十二箇年計画で民事判決原本の移管を行うというスケジュールが定められた(ただし、スケジュールは、必要に応じて適宜見直すものとされていた)¹⁸。

その後、計画を一年前倒しして、平成二三年三月四日までに三六六二四冊¹⁹の民事判決原本を受入れ、当該文書の移管は完了している。なお、文書の作成年代は明治三年から昭和二九年で、保管裁判所は、全国の高等裁判所及び地方裁判所である。この国立大学の一時保管を経て、国立公文書館に移管された文書が、国立公文書館において「民事判決原本」と呼称される資料群である。

こうした経緯の中で展開した民事判決原本の保存運動では、研究者や弁護士等によって、研究会、シンポジウム、懇談会が開かれ、各種新聞やマ

スコミを通じた世論への働きかけもなされ、この資料の重要性を再認識する契機となった点は見逃せない²⁰。こうした議論の中で出された成果は²¹、その後の公開や利用を考える上での礎となっている。

一・二 定め締結と裁判所からの移管

次に、平成二年八月五日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せ(定め)が締結されて以降、裁判文書が裁判所から内閣総理大臣を経て国立公文書館へ移管されるようになった点について、現在の移管の仕組みを解説していくことにしたい。

行政文書については、公文書管理法第八条第一項で、「行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない」と定められており、レコードスケジュールで事前に移管措置をとると決定された、歴史資料として重要な行政文書ファイル等は全て国立公文書館等に移管する仕組みが導入されている²²。しかし、司法機関の文書である裁判文書については、こうしたレコードスケジュールに基づいた移管の仕組みはない。

行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等については、公文書管理法第十四条第一項に「国の機関(行政機関を除く。以下この条において同じ。)は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする」とあり、この協議による定めを前提として、同条第二項で「内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立

公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる」とされている。このように司法機関の保有する歴史公文書等を内閣総理大臣に移管するためには、内閣総理大臣と国の機関の協議による定めが必要である。なお、第一四条は改正前の国立公文書館法第一五条を引き継いだ規定である²³。

宇賀克也氏の整理によると、前述した「民事判決原本」が移管された当時は、司法機関と内閣総理大臣との協議による定めがなかったため、国立公文書館法施行後も司法機関の文書の内閣総理大臣への移管はできなかったが、国立一〇大学は、当時、文部省の施設等機関であったため、行政機関が保有する歴史公文書等として、国立公文書館に移管することができたのである²⁴。その後、平成二一年八月五日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せ（定め）が締結されたことで、最高裁判所長官から内閣総理大臣に移管することが可能となっている（当時は国立公文書館法第一五条の規定による）。

こうして平成二一年以降、裁判所から内閣総理大臣を経て国立公文書館に毎年移管されているのが、国立公文書館の「裁判文書」という資料群である²⁵。現在では、平成二九年度分まで移管されており、その後の移管計画についても策定されている²⁶。「裁判文書」の作成年代は明治三年から昭和三九年であり、合計は一四六一冊²⁷である（作成年代、合計冊数共に平成三〇年一月六日現在）。また「裁判文書」には、大審院の民事判決原本や事件記録等保存規程第九條第二項に基づき保存されてきた事件記録等が含まれている²⁸。保管裁判所は、最高裁判所及び全国の高等裁判所・地方裁判所である。こうして裁判文書が継続的に移管される枠組みが整え

られたことは、資料保存の観点からも非常に大きな意義がある。

このように「民事判決原本」と「裁判文書」という二つの資料群は、移管前の直前の保管先が異なるが、もともと裁判所が保管していた判決原本及び事件記録等の裁判文書である。そこで本稿では、「民事判決原本」と「裁判文書」について、現用段階を軸に一括し、裁判文書として論じていくことにしたい。

二 現用段階における裁判文書の公開

— 行政文書との違いに注目して —

国立公文書館の所蔵文書は行政文書が大半を占めるが、「はじめに」でも述べたように、行政文書と裁判文書は現用段階における公開のあり方に違いがある。そこで本章では、行政文書と裁判文書の違いに注目することで、現用段階における裁判文書の公開のあり方の特徴を把握していくことにしたい。

行政文書との比較にあたり特に注目したいのは、裁判文書が、情報公開法制の対象外であるという点である。現用段階における行政文書の公開については、行政文書の開示を請求する権利が行政機関情報公開法で定められているが、裁判文書の公開については、民事事件の訴訟記録の閲覧・謄写・正本等の交付請求について民事訴訟法で定められており、現用段階において裁判文書と行政文書では、請求の根拠となる法律も異なっている。それでは、両者にはどのような違いがあるのだろうか。

本稿では、資料の公開と利用を論じるという観点から、次の三点を主要な比較項目として設定することにした。第一点目は請求者（開示請求者、

閲覧請求者等)の範囲の区別、第二点目は資料(文書)へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方、第三点目は利用制限(不開示、閲覧等の制限)情報についてである。これらはいずれも、請求者側に直接関わる論点であり、利用のあり方を考える上でも重要なポイントである。

まず第一点目に、請求者(開示請求者、閲覧請求者等)の範囲の区別について見ていくことにする。行政文書は、行政機関情報公開法第三条において、開示請求権が定められており、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(中略)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定されている。総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』によれば、この「何人も」には、自然人、法人のほか、法人でない社団等(民事訴訟法第二九条)も含まれ、また外国人も含まれている²⁹。また開示決定等は、行政不服審査法(平成二六年法律第六八号)に規定する「処分」に当たり、開示決定等について不服がある者は、審査請求が可能である(行政機関情報公開法第一九条)。

一方、裁判文書は、民事訴訟法九一条第一項において「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と規定されており、閲覧については、裁判文書も行政文書と同様に、何人にも請求が認められている³⁰。また、裁判所書記官が閲覧の請求を拒んだときには、拒まれた者は、その裁判所書記官の属する裁判所(狭義)に異議の申し立てができる(民事訴訟法第一二一条)³¹。一方で、謄写・正本等の交付請求については当事者及び利害関係を疎明した第三者³²に限定されている(民事訴訟法九一条第三項)。この点は、行政文書と異なる点であり、行政文書の開示では、閲覧と写しを区別していない(行政機関情報公開法第一四条)。訴訟記録における当事者という概念は、裁判文書に特有のものであり、行政文書との違いを考える上で重要である。

こうして見ていくと、請求者の範囲の区別については、行政文書は何人も区別しないが、裁判文書においては、一般人と訴訟の当事者及び利害関係を疎明した第三者を区別している点(謄写・正本等の交付の請求は後者のみに認められる)、行政文書との大きな違いとして把握することができよう³³。

次に第二点目の資料(文書)へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方について見ていく。閲覧等を請求する際には、文書を特定するために目録等の情報が必要である。行政文書の場合、開示請求をするには、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」(行政機関情報公開法第四条第一項第二号)を記載した書面を提出しなければならない。開示請求者による行政文書の特定については、行政文書ファイル管理簿があり、公文書管理法第七条第二項で「行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない」とされており、行政文書ファイル管理簿は一般の閲覧に供されるとともに、インターネット上のデータベースとして提供されている³⁴。ただし、宇賀克也氏の指摘によると、行政文書ファイル管理簿においても、原則として行政文書ファイルの名称が示され、当該ファイルに含まれている個々の行政文書の名称までは記載されていないので、請求者に行政文書の名称の記載を要求することには無理が伴うことが少なくなく、また、請求者による行政文書の特定をどの程度期待しうるかは、行政機関情報公開法第二条に基づいて、行政文書の特定に資する情報の提供が行政機関の長によって十分に行われるかとも関係してくる³⁵。このように行政文書の特定にはいくつかの問題点はあるものの、請求の最も基礎となる目録につい

ては、何人でもアクセスできる形で提供されていることになる。

一方、裁判文書については、訴訟記録の閲覧等の請求には、訴訟記録を特定するために事件番号、原告被告の氏名等の情報が必要であるが、これらの情報は裁判を傍聴することで知ることができる。日本国憲法（以下「憲法」という。）第八二条には「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」と定められ、裁判は公開が原則であるため、裁判を傍聴すれば、何人でも訴訟記録へのアクセスが可能ということになる。しかし、当然この方法は、当事者と傍聴人に限られたものである。一方、裁判所のホームページでは、データベースとして裁判例の検索システムがあり、裁判例を閲覧することが可能である³⁶。しかし、すべての裁判例等が掲載されているわけではない点は留意する必要がある。また、文中の固有名詞などには、プライバシーへの配慮から、「A」「B」「C」等の記号に置き換えているものがあり³⁷、個別の事件の特定は困難である。なお、会員制の有償サービスとなるが、「DI-Law.com 判例体系」³⁸や「TKC ローライブラリー」³⁹等のデータベースにおいても裁判例の検索が可能である。一方、『最高裁判所民事判例集』や『判例タイムズ』といった各種の判例集が刊行されているが⁴⁰、この場合でも全ての裁判例が掲載されているわけではない。

またその他には、星野豊氏の指摘によれば、当事者の一方又は双方が情報公開制度を有する公的機関等であった場合、訴訟記録を「当該機関が保有する文書」の一種として、情報公開を請求するという方法がある⁴¹。ただし、この方法では必ずしも訴訟記録に記載された情報が開示されるわけではない⁴²。例えば、内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（平成二四年度（行情）答申第三四二号）の「特定日付け東京地方裁判所判決判決文等の一部開示決定に関する件」では、事件番号の開示について、次のような審査会の判断がなされている。

訴訟記録については、行政事件訴訟法七条及び民事訴訟法九一条の規定に基づく閲覧制度があるが、当該閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

したがって、事件番号について、訴訟記録の閲覧制度を前提に公表慣行があると認めることはできない。⁴³

この答申では、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第一三九号）第七条⁴⁴及び民事訴訟法第九一条の規定に基づく閲覧制度があることをもって、訴訟記録に記載された情報を情報公開手続において一般的に公表することが許されているわけではないと判断しており、こういった判断事例は訴訟記録の公開のあり方を考える上でも注目される。

以上、資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方について見てきた。訴訟記録については、裁判の公開が憲法第八二条で定められ、当事者と傍聴人は個別の事件を特定することができるため、訴訟記録へのアクセスが保障されているが、行政文書ファイル管理簿のような形での目録等の情報はインターネット上には提供されておらず、裁判例のデータベースや判例集に掲載されていない場合には、個別の事件の特定は必ずしも容易ではない状況にある。しかし、その背景には、裁判例のデータベースにおいても固有名詞を記号に置き換える等、訴訟記録に記載されたブラ

イバシーに関する配慮があり、個別の訴訟記録の特定にはそうした点が考慮されている点は留意が必要である。

第三点目では、利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報について見ていく。なお、利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報は多岐にわたり、その全容の詳細について述べることは、それだけで大きな問題である。そこで本稿では、比較検討の要点を明確にするため、主に個人情報を中心に説明をしていくことにしたい。

行政文書は、行政機関情報公開法第五条において、「行政機関の長は、開示請求があつたときには、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該文書を開示しなければならない」と定められており、不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならないとしている。本条で示される不開示情報の各号（行政機関情報公開法第五条第一〜六号）を概観すれば、個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議・検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報がこれにあたる。

行政機関情報公開法第五条第一号における、個人情報不開示に関する規定については、総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』では次のように解説している。

地方公共団体の情報公開条例や諸外国の情報公開法制の中には、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるものに限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用しているものもあるが、我が国では、いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものであることか

ら、本法では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。⁴⁵

このように、個人識別情報を不開示とする点が行政機関情報公開法の大 きな特徴となっている。

そして、行政機関情報公開法第五条第一号では、不開示情報から除かれるものとして、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」がただし書に列挙されている。

また、前述の通り、開示決定等に不服がある場合は、行政不服審査法による審査請求が可能である（行政機関情報公開法第十九条）。開示決定等に対する不服申立て等が提起された事案については、情報公開・個人情報保護審査会が行った答申に関するデータベースが一般の検索・閲覧に供されている。⁴⁶

なお、大橋洋一氏の整理によれば、情報公開の仕組みは決して固定的なものではなく、利用者の取り組みや審査会の答申、判決などの影響を受けるほか、情報公開のあり方に関する人々の考え方や社会における意識、情報提供に関する周辺制度の発展などによっても、変動させられるものであるという⁴⁷。これは、不開示情報から除かれる情報として規定されている「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」等の変化によって、開示の範囲が変更される事例等を

指しているが、社会の変化に対応して開示範囲が変更されていく点は、情報公開制度の特徴の一つとして注目される。

一方、裁判文書については、民事訴訟法第九二条に秘密保護のための閲覧等の制限についての規定があり、当該当事者の申立てにより、訴訟記録の閲覧等の請求を当事者に限ることができる⁴⁸。このように、当事者が閲覧等の制限についての申立てをする点は裁判文書の大きな特徴といえる。

ただし、申立ての全てが認められるわけではなく、制限事由として「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」（民事訴訟法第九二条第一項第一号）及び「訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第一三二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること」（民事訴訟法第九二条第一項第二号）という要件がある。

個人の秘密としてのプライバシー及び営業秘密がその対象であるが、法務省民事局参事官室編『一問一答 新民事訴訟法』によれば、「当事者の私生活についての重大な秘密」について具体的には、HIV訴訟における原告であるエイズ患者の氏名等を特定する事実、重大な犯罪を犯して刑罰を受けた事実、強姦の被害者の氏名等を特定する事実等が、これに当たるとされる⁴⁹。

また、閲覧等制限決定がされた時点では秘密であったものでも、例えば、プライバシーが公表されて秘密性がなくなるとか、営業秘密であったものが秘密として管理されなくなるといった場合には⁵⁰、秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、当該

決定の取消しの申立てをすることができる（民事訴訟法第九二条第三項）。これに対し、記録の閲覧等の制限の申立却下および閲覧等制限を取り消す裁判に対して、申立てをした当事者は、当該決定に対して即時抗告をすることができ（民事訴訟法第九二条第四項）⁵¹。

このように利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報について概観していくと、行政文書と裁判文書のもつとも大きな違いは、行政文書の場合、行政機関の長が開示・不開示の判断しているのに対し、裁判文書の場合は、当事者が閲覧等の制限の申立てをする点（認めるかどうかは裁判所の判断）であろう。訴訟記録については、秘密にしたい個人のプライバシーや営業秘密を当事者が申立てをするという制度を採用しているため、秘密にしたいかどうかの最初の判断は当事者自身に委ねられていることになる。また、個人情報情報の場合を見ても、行政文書は特定の個人を識別する情報は原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているのに対し、訴訟記録の閲覧等制限では、当事者の申立てにより、プライバシーの範囲を画定する方式である点は、不開示部分の画定の考え方において大きく異なる点である。

ここまで、行政文書と裁判文書の公開のあり方について、三つの論点を軸に比較してきたが、そこから得られた裁判文書の特徴をまとめておく。まず第一点目、請求者（開示請求者、閲覧請求者等）の範囲の区別については、行政文書が何人にも閲覧及び写しの交付を認めているのに対し、裁判文書は、閲覧については何人にも認めているが、謄本・正本等の交付については、訴訟の当事者及び利害関係を疎明した第三者のみに認められ、一般人と訴訟の当事者等を明確に区別している点が大きな特徴である。

次に第二点目、資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方についてであるが、行政文書は、公文書管理法第七条第二項のもと、行

政文書ファイル管理簿が一般の閲覧に供されるとともに、インターネット上のデータベースで提供されているのに対し、裁判文書は、行政文書ファイル管理簿のような形での目録は、インターネット上には公開されていない。また、裁判例については、各種のデータベースや判例集が公表されているが、それらにすべての判例等が掲載されているわけではなく、個別の事件の特定は必ずしも容易ではない状況にある。ただし、その背景には訴訟記録に記載されたプライバシーに関する情報等への配慮も含まれている点は留意が必要である。

第三点目は、利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報についてであるが、行政文書の場合、行政機関の長が開示・不開示の判断しているのに対し、裁判文書の場合は、当事者が閲覧等の制限の申立てをする点が大きな特徴である。また、個人情報の場合を見ても、行政文書は特定の個人を識別する情報は原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用しているのに対し、訴訟記録の閲覧等制限では、当事者の申立てにより、裁判所の決定を以て、プライバシーの範囲を画定する方式である点は、大きな違いとして表れている。

こうして見ていくと裁判文書においては、当事者の権利が一般人とは画されている点が、大きな特徴として見ることができる。この点は、訴訟記録の謄写・正本等の交付請求が当事者等にしか認められていない点や閲覧等制限の申立てをするのが当事者であるという点に表れている。こうした点は、現用段階における行政文書との大きな違いであり、裁判文書の特徴として把握することができる。では、このような特徴は、裁判文書が国立公文書館に移管され、公文書管理法のもとにおいて特定歴史公文書等となったことによって、どのように変化したのだろうか。次章では、現用段階の裁判文書の特徴を踏まえた上で、公文書管理法のもとにおける、国立

公文書館での裁判文書の公開と利用について論じていくことにしたい。

三 国立公文書館移管後の裁判文書の公開

公文書管理法では第一条において、「歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を目的として定めていることから、かかる説明責務を全うするために、特定歴史公文書等の利用について具体的権利として規定し、行政手続法の関係規定（標準処理期間の設定等）が適用されるとともに、行政不服審査制度や行政訴訟の対象になることを明確にしている⁵²。こうした特色を持つ公文書管理法のもと、国立公文書館において、移管された裁判文書は、行政文書と同様に特定歴史公文書等として利用に供されている。では、公文書管理法のもとで、特定歴史公文書等どのような形で公開されているのだろうか。また、それは裁判文書の現用段階とはどのような点が異なるのであろうか。本章では、こうした点に注目して論じていくことにしたい。なお、現用段階との比較という観点から、前章に引き続き、①請求者（開示請求者、閲覧請求者等）の範囲の区別、②資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方、③利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報についての三点を軸として進めていくことにしたい。

まず第一点目は、請求者（開示請求者、閲覧請求者等）の範囲の区別についてであるが、特定歴史公文書等の利用請求は、個人や法人、国籍を問わず誰でも行うことができ、外国から請求することも可能である⁵³。また、

利用の方法については、公文書管理法第十九条で「文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う」とされており、閲覧と写しについては特に区別されない。この点は、謄写・正本等の交付の請求が当事者等にしか認められていなかった現用段階と大きく異なる。

これにより、国立公文書館に移管された裁判文書は、当事者に限らず、何人においても写しの交付を受けることができるようになってきている。なお閲覧時には、自己で持参するデジタルカメラ等による特定歴史公文書等の撮影が可能である⁵⁴。

次に第二点目の資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方については、公文書管理法第一五条第四項で「適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならぬ」とされており、この目録の記載に従い利用請求を行うことになっている（公文書管理法第一六条）。またこの目録は、公文書管理法施行令第十九条第二項で「当該国立公文書館等に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない」とされており、国立公文書館においては「デジタルアーカイブ」において、インターネット上で目録を公開している⁵⁵。なお、資料を特定するには、判決を言い渡した年代や訴訟の種類、判決裁判所等の情報が必要である⁵⁶。デジタルアーカイブにより、インターネット上に目録が公開された点は、現用段階との大きな変化であり、これにより資料の一覧性も確保され、文書の特定方法については一定程度整備されたといえる。ただし、「民事判決原本」及び「裁判文書」は、基本的には簿冊目録のみであり、件名目録が整備されている簿冊はごく一部に留まる⁵⁷。

さらに第三点目の利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報について見ていく。裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用制限については、平成二三年三月二五日に内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で「裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について」の申合せがあり、次のとおり定められ、平成二三年四月一日から実施されている。

一 裁判所から移管された特定歴史公文書等について公文書管理法第一六条第一項第三号に規定する利用の制限を行うこととされている場合は、当該特定歴史公文書等に同項第一号イからニまでに掲げる情報に相当する情報が記載されている場合とする。

二 一に定めるもののほか、裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する事項については、行政機関の長から移管された特定歴史公文書等の利用の制限に関する公文書管理法の規定の例によるものとする。⁵⁸

上記のとおり、裁判所から移管された特定歴史公文書等については、公文書管理法第一六条第一項第一号イからニまでに掲げる情報が利用制限情報となる。具体的には、イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報（個人に関する情報）、ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報（法人等に関する情報、事務又は事業に関する情報）、ハ 国の安全等に関する情報、ニ 公共の安全等に関する情報がこれにあたる。

公文書管理法の特徴としては、第一六条第二項で「時の経過を考慮する」旨が規定されている点が重要である。「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定）

第三章第一節の〈留意事項〉においては、「時の経過の判断に当たっては、国際的な慣行である三〇年ルール（一九六八年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において出された、利用制限は原則として三〇年を超えないとする考え方）をも踏まえるものとする」⁵⁹とされている。ただし、これは三〇年経過した文書について無条件に一律に公開するということではない⁶⁰。

国立公文書館における三〇年を経過した文書の個人情報の取扱いについては、「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」（平成二三年四月一日館長決定、以下「審査基準」という。）の「法令の規定により又は慣行として公にされている情報等について（行政機関情報公開法第五条第一号ただし書イ及び独立行政法人等情報公開法第五条第一号ただし書イ）」で、公文書管理法施行以前の従来の運用を踏まえる点について、次のように説明している。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。国立公文書館においては、従来、三〇年を経過した歴史公文書等について、作成又は取得から一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において、当該個人情報を開示してきたことから、個々の案件における利用制限事由の該当性の判断に当たっては、これらの運用も踏まえるものとする。なお、判断の際には、法第一八条第一項に定める手続も活用するものとする。（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別添参考資料「三〇

年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」を参照。）⁶¹

また、この「審査基準」で示されている「（別添参考）三〇年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について」における時の経過を踏まえた運用における個人のライフステージの考え方については、田中駒子氏による以下のような解説がある。

表の「一定の期間（目安）」は、時の経過により個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなると考えられる期間であり、個人のライフステージ（社会の第一線を退いている、本人の死亡、遺族の死亡が推定される各段階）等を踏まえたものである。これは、本人（個人）が二〇歳で公文書に記載され、三〇歳で子が誕生し、一〇〇歳で死亡する場合を想定して作成されたものである。例えば、「禁錮以上の刑に係る罪に關する犯罪歴」というケースでは、作成又は取得から一一〇年を経過すると、本人の実年齢は一三〇歳、子の実年齢は一〇〇歳であり、いずれも死亡している可能性が高いと推定される。これは、刑法上の犯罪歴（禁錮以上の刑）は、本人及びその子の生存期間中までは当該本人情報を保護する必要があるとの考え方に立つものである。⁶²

(別添参考)30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

裁判文書に記載されている情報についても、こうした国立公文書館における「審査基準」の考え方に基づき、利用制限事由の該当性についての判断がなされている。例えば「刑法等の犯罪歴」については、当事者及び訴外人の前科に関する記載等、「精神の障害」については、統合失調症等の重篤な精神病に関する記載等が、重要な個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるものとして、利用制限の可能性のある情報として想定される。ただし、この場合も時の経過により個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点において、公開されることになる⁶³。

このように見ていくと、裁判文書は現用段階では、当事者が閲覧等の制限の申立てをしていたが（申立てを認めるかどうかは裁判所の判断）、公文書管理法のもとでは、国立公文書館等の長が利用制限の該当性を判断する点が大きく異なる点である。なお、公文書管理法には、民事訴訟法第九二条の規定のような形で、当事者が閲覧等の制限の申立てをする権利は定められていない⁶⁴。

一方で、公文書管理法第一六条の利用制限事由に該当すると判断された情報については、裁判文書の現用段階において特に閲覧制限のなかったものについても、利用制限されることが想定される。この点については、謄写・正本等の交付の請求が当事者等にしか認められていなかった現用段階との違いを考慮する必要があると考えられる。国立公文書館における特定歴史公文書等が、何人においても写しの交付を認めていることを鑑みれば、公文書管理法における利用制限は、個人の権利利益を害さないために必要な措置と考えることができる。

さらに、この利用制限情報については時の経過によって公開されていく

ものであるから、基本的には、時が経過することにより公開範囲が拡大することとなり、こうした点の運用がどのようになされていくかが、裁判文書の公開においても重要となつてこよう。訴訟記録に記載された情報をいつまで利用制限すれば個人の権利利益を害さないのかという線引きは、今後も社会の受け止め方等をしながら、必要に応じて見直していく必要があるだろう⁶⁵。

また、「判決原本保存利用研究会」では、判決原本利用とプライバシー保護の問題が議論の対象となつており、國井和郎氏の論考では、利用目的を研究に限定した上で、利用者の範囲を合理的に画定して、プライバシー保護は利用者が配慮すべきものとし、問題が生じた場合には、利用者自身の負担と責任において解決すべきものとするという見解が示されている⁶⁶。本稿で見たように国立公文書館における裁判文書の利用については、こうした見解とは異なり、何人においても利用請求が認められている一方で、利用制限事由に該当する情報があつた場合には、当該部分を除いた部分を利用させるという方法を採用しており（公文書管理法第一六条第三項）、何人でも利用できることを念頭においた上で、プライバシー等を保護しているということになる。このようにプライバシー等の保護のあり方には様々な方法があり、多様なあり方を考慮する余地があるように思われる。ただし、利用者を画定するという方法は、利用目的を区別する点が問題であり、何人にも同等の権利を与える考え方とは相反する点をどのように考えていくかが課題といえる。

ここまで、三つの論点を中心に裁判文書の現用段階と非現用段階の公開のあり方の違いについて論じてきたが、前章で見た行政文書との対比で言えば、行政文書は国立公文書館等に移管されることを前提とし、例えば利用制限の対象となる情報についても、移管の前後を通じて整合的なものと

することが望ましいため、情報公開法制の不開示情報に関する規定を公文書管理法では引用している等⁶⁷、現用段階と非現用段階で共通・連動する点が多くある。しかし、これまで見てきたように裁判文書については、当事者に限らず何人においても写しの交付を受けることができるようになった点、デジタルアーカイブにより広く一般に目録が公開された点、国立公文書館等の長が利用制限事由の該当性を判断するようになった点等、現用段階と非現用段階の公開のあり方には多くの相違点があることが明らかとなった。特に当事者と一般人が区別なく閲覧及び写しの交付が請求できる点は利用者にとって大きな変化であり、利用者への目録の公開や時の経過による利用制限情報の公開と合わせて、裁判文書が国立公文書館に移管された意義として考えることができるだろう。

さらに次章では、国民全体に裁判文書へのアクセスが保障されたことを踏まえた上で、裁判文書の利用について、国民共有の知的資源としてどのように活用していくことができるのかを具体的に論及していくことにしたい。

四 裁判文書の利用

― 国民共有の知的資源として ―

四・一 資料群としての裁判文書

国立公文書館への移管により、裁判文書が特定歴史公文書等として永久保存されるという点は⁶⁸、保存期間が定められている裁判所保管時とは大きく異なる点であるが⁶⁹、さらに、当事者に限らず、何人でも写しの交付

が請求できるようになり、目録がデジタルアーカイブに公開されたことで、国民全体に裁判文書へのアクセスが保障された点は大きい。これにより、国民による過去の裁判の検証が将来にわたって担保されたといえる。こうした点を踏まえた上で、さらに本章では裁判文書の利用について論じていくことにしたい。

現在国立公文書館に所蔵されている裁判文書の作成年代は、明治三年から昭和三九年まで（平成三〇年一月六日現在）であり、「民事判決原本」及び「裁判文書」は、一〇〇年近くの長期間にわたる資料群である。このように長期間に渡る記録が、連続した形でまとまって所蔵されていることは貴重であり、その変遷を検証していくことができる点は注目されている。特に法制史の知識があると、この記録の価値はより理解しやすい。浅古弘氏は、日本法制史を概観する中で、明治期における日本の西欧型裁判の成立や「帝国憲法」の下での「天皇の裁判」から戦後の「国民の裁判」の実現といった事項に注目しているが⁷⁰、まさに裁判文書はこうした時代の変化について実証的な検証を可能とする素材となるのである。今後も新しい年代の文書が移管されていくことが予想され、現代の裁判につながるものとして、この記録を見ていくことができるだろう。

さらに、国立公文書館に所蔵されている裁判文書は、デジタルアーカイブにより、管轄区域ごとの検索が可能となっているので、全国各地の都市の記憶を辿るといった利用も可能である。この点は、法制史のみならず、地方史へのさらなる活用も期待される。特定の時代にその町に生きた人の個人の記録が残るといふ点は、現在そこに住む人々にとっても重要な記録となっていくと考えられる。

なお、明治二三年までの「民事判決原本」については、国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）によって全文を画像化したデータペー

スが作成されている⁷¹。このデータベースについては、国立公文書館のデジタルアーカイブにおいても連携が考慮されており、簿冊目録の関連事項欄に日文研データベースの簿冊番号と同一の個別簿冊番号（八桁）を収録している⁷²。こうした様々な試みによって、裁判文書の研究利用の環境は飛躍的に前進したといえる。

このように国立公文書館に移管された裁判文書は、約一〇〇年にわたる時代の変化や社会のあり方について実証的な検証をすることが可能な貴重な資料群である。

四・二 原本利用の意義

裁判例については、データベースや各種の判例集等が刊行されているが、国立公文書館に移管されている裁判文書は、その原本であり、判例集等に収録されていない裁判例や情報が記されている点が注目される。例えば、大阪区裁判所の「訴訟外事件裁判原本自明治四三年一月六日至明治四三年一月二日一八日確定」（請求番号 平一九民事〇〇八〇八一〇〇）⁷³には、大阪アルカリ事件の「証拠保全申請事件」が収録されているが、この資料は原本でしか知り得ない情報を我々に提供してくれる。

なお大阪アルカリ事件とは、地主ほか三六名の小作人が、工場から放散された亜硫酸ガス等によって農作物が甚大な被害を受けたとして、大阪アルカリ会社に対し損害賠償請求を行った事件であり、公害に対する日本最初の判決として知られている⁷⁴。この資料の大きな特徴は、稲作被害の状況を検証するため、稲作被害地が鑑定され、稲作被害地の取調表や絵図面についての資料が添付されていることである。この鑑定書について、大阪アルカリ事件関連の判決原本を大阪高裁・地裁に保管されていた際に見た

小田康徳氏は、前述した資料保存運動の中で行われた「司法資料問題研究フォーラム」で次のような発言している。

法律新聞に出ている判例と原本とを比べてみました。法律新聞に出ているからいいんだといいますが、原本と比べてみまますといろんな点で違う。まず新聞では原告あるいは被告の名前、住所等が最初の代表者名だけしかのっていない。ところが原本には全部のついているんですね。（中略）それから本文の臭味に鑑定書を引用しているんですが、鑑定書も知りたいんです。どういう鑑定が書かれてこの結論に至ったのかということを知りたいんですが、新聞ではそういうのが全部省略されておりましてはつきりしない。⁷⁵

この指摘は非常に重要であり、この事件については、ここであげられている『法律新聞』で活字になっても、原本で確認すると様々な部分で収録されていない部分があることが分かる。また、ここであげられている大阪アルカリ事件に関する公害被害の鑑定書の記録は、「証拠保全申請事件」に収録されており、原本を確認することによって、はじめて知りうることができる情報なのである。しかも、この鑑定書は、判決の結論に至るための重要な証拠書類なのであるから、何をもとにどのような判決が下されたのかを検証する上で不可欠な記録といえよう。なお、この事件は煙害という公害問題について、訴訟によって解決が図られた事件であり⁷⁶、司法の社会的な役割を考える上でも重要である。

四・三 裁判例の活用

現在、裁判文書は国立公文書館に移管され、一般の利用に供されているが、公文書管理法の第一条では、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と謳われている。こうした理念のもと、裁判文書を国民共有の知的資源としていくにはどのような視点が必要なのであろうか。

裁判文書の中に収録されている裁判例は、第一に当事者にとって重要な記録であるが、裁判文書の保存の意義は、当事者の記録の保管という点にとどまらない。ここでは、権利の濫用の法理を示した判決として有名な「宇奈月温泉判決」（請求番号 平二二裁判〇〇二二〇一〇〇）⁷⁷をとりあげ、裁判例の活用について具体的に考えていくことにしたい。

「宇奈月温泉判決」の原本を参照すると、第一審、控訴審、上告審が順番にまとめて綴られており、冒頭に「特別保存記録等保存票」が添付され、この資料が、事件記録等保存規程第九条第二項に基づく「特別保存」に認定された資料であることが分かる。第一章でも触れたが、事件記録等保存規程とは、裁判所に保管されている民事事件の事件記録等の保存及び廃棄について定めたもので、第九条第二項には、「特別保存」についての規定があり、保存期間が満了した事件記録等のうち、史料又は参考資料となるべきものについては、裁判所において「特別保存」されることになっている。平成二一年に内閣総理大臣と最高裁判所長官の間で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せ（定め）が締結されて以降、この「特別保存」の事件記録についても、国立公文書館に移管が行われており、「宇奈月温泉判決」はその一つである。

「宇奈月温泉判決」の「特別保存記録等保存票」には、事件の特徴として、「権利濫用禁止の法理を示した」と記載されている。また、特別保存の理由としては、「イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」、「エ

世相を反映した事件で史料価値が高い」、「キ 調査研究の重要な参考資料となる」の三点があげられており、裁判所がこの裁判例を重要な先例として重視してきたことが分かる。

なお、宇奈月温泉事件とは⁷⁸、昭和六年にはじまった裁判で、富山県の宇奈月温泉を経営する被告会社に対して、温泉の引湯管が敷設されている土地の一部を訴外人から買い取った原告が、引湯管の撤去を求めて起こした裁判である。原告は撤去ができないなら、原告所有の荒蕪地と合わせて、土地を高額で買い取ることを被告に要求し、引湯管の撤去が事実上不可能な被告は、原告の権利の濫用を主張している。そして、原告が控訴・上告をして第三審まで争われ、最終的に大審院において被告の主張が認められている。この判決は、権利の濫用の法理を示した、非常に有名な判決として知られ、その後、戦後の民法（明治二十九年法律第八九号）改正において、権利濫用法理は条文上の基礎を獲得するに至る（民法第一条第三項）⁷⁹のであり、歴史的な文脈においても重要な判決である。

このように裁判例を具体的に読み解いていくと、権利の濫用に見るように、現代にまで至る裁判上の法理は、その多くは国民の生活の中から提起された争訟から生み出されたものであることが分かる。こうした視点で見ると裁判例は、当事者の記録であるのみならず、その一つ一つが国民の生活の中から派生した、社会への問題提起を含みこんだ記録として見ることができる。裁判上における重要な先例としての側面はもちろん重要であるが、裁判文書が国立公文書館に移管され、一般への利用環境が整った現在においては、様々な裁判例のあり様を検証することで、国民一人一人があらためて社会のあり方を考える記録としても活用していくことができるだろう。

さらに、三権分立の中における司法権のあり方という視角から裁判文書

の活用を考える場合、司法は行政に対する監視の役割も担っている。そこで次に考えたいのは、司法のあり方を考える記録として、どのように裁判文書を活用できるのかという点である。ここでは戦前の行政裁判所をとりあげ、具体的に考えていくことにしたい。

大日本帝国憲法の第六一条には「行政官庁ノ違法処分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス」とあり、明治二三年には行政裁判法（明治二三年法律第四八号）が施行されている。行政裁判所は、司法裁判所とは別に行政裁判を管轄する裁判所であり、東京に設置されていた⁸⁰。国立公文書館が所蔵する裁判文書には、この行政裁判所の裁決書原本も含まれている。

例えば、明治三〇年の「裁判宣告書裁決書原本綴東京高等裁判所民事訟廷課記録係（行政裁判所）」（請求番号 平一六民事〇〇五九六一〇〇）に収録されている「硫黄礦採掘特許取消請求ノ訴訟」⁸¹をとりあげてみよう。

この訴訟は、農商務大臣榎本武揚を訴えた行政裁判で、原告が農商務大臣に岩代国耶麻郡吾妻村の硫黄採掘の特許を出願したところ、東京鉱山監督署は願書中の小字の名称が旧名称なので公簿と符合しないと、二度受理されなかったため、その後訂正をして再度出願をしたが、その間に別の人物が当該地に試掘出願をし、結局その人物に採掘の許可が与えられたため、原告はその処分について取消の訴訟を起したものである。裁判所は、原告の出願した小字名について、公簿に符合しないものではないとして、東京鉱山監督署の通知を失当の処分とし、原告の主張を認めている。

このように行政の違法処分を争って訴訟がなされ、行政裁判所によってその主張が認められたことは、国民の権利救済という観点からも、行政権に対する司法権の独立という観点からも行政裁判所の役割は注目される。

しかしながら、このような事例ばかりではなく、小野博司氏によれば、明治期の行政裁判所は出訴事項が限定されているなど「行政裁判権に対する行政権の優位」という発想のもとで制度設計されており、明治三〇年代の行政裁判法改正も「行政裁判権に対する行政権の優位」を徹底・強化を目標としたものとされ、大正・昭和期においてこうしたあり方と対決がなされていくとされる⁸²。

戦後、日本国憲法が施行されることにより、行政裁判所は廃止されたが、現在においては、行政庁の行為に不服がある場合に、その違法性を争う裁判として行政訴訟がある。しかしながら、訴訟要件の壁の高さや行政と国民の当事者の対等性の確保という点など様々な問題点が指摘されており⁸³、国民の権利を救済するための制度としては多くの問題点があることが分かる。なお、行政事件訴訟法は平成一七年四月一日に施行された行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成一六年法律第八四号）によって、取消訴訟の原告適格の拡大といった救済範囲の拡大がなされ、また、裁判所が積明処分として、行政庁に対し、裁決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができるようになり、審理の充実・促進が図られる等の改善がなされ、国民の権利利益のより実効的な救済手続きの整備を図ろうとする動向がある⁸⁴。

こうした歴史的な経緯や現状を踏まえながら、裁判文書における行政裁判所の記録の価値を見直すならば、現在の日本社会において、三権分立の中で、司法権の役割とは何かという点について、あらためて考えることのできる素材として見ることが可能である。行政裁判は、行政官庁の違法処分により権利を侵害されたことに対する訴訟なのであるから、司法による国民の権利救済の制度である。明治期の行政裁判所から現在の行政訴訟に至るまで、行政の優位といった点で、それらが必ずしも十分に機能し

なかったとするならば、何故そうであるのかという点について、過去の記録を検証するという作業が必要である。そうした作業を通してこそ、日本社会の中における司法の役割とは何かということを考えることができるのであり、そのような視点からも裁判文書の利用を展望していくことができるだろう。

また国立公文書館においては、行政文書がその所蔵文書の大半を占めているが、司法文書である裁判文書が移管されたことにより、行政文書とは別の視点から行政や社会のあり方を検証することができるようになった点は大きい。先に述べたような行政裁判のあり方は行政処分に対する訴訟であるが、司法による行政の監視といった側面も含んでいる。そもそも通常訴訟も含め、国民が訴訟を起こすという行為は、様々な社会問題や社会矛盾がより直接的に反映されたものと見ることができている。そうした記録の蓄積の検証は、法律の整備や政策的な議論にも反映させることが可能であり、そうした視点から裁判文書を見ていくことによって、よりよい民主的な社会を模索することができるのである。裁判文書が国立公文書館に移管され、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」となったことにより、国民一人一人がこの記録を如何に活用していくかが、今後問われているといえよう。

おわりに

以上、国立公文書館が所蔵する裁判文書について、裁判所保管時における現用段階と、国立公文書館への移管後の非現用段階の公開と利用のあり方の違いに注目し、裁判文書が国立公文書館に移管された意義と今後の利

用の可能性について検証してきた。

本稿では、まず現用段階における行政文書と裁判文書の公開のあり方を比較をすることで、行政文書に対する裁判文書の特徴を考察した。その際、論点としたのは、①請求者（開示請求者、閲覧請求者等）の範囲の区別、②資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方、③利用制限（不開示、閲覧等の制限）情報の三点である。結果、行政文書に対する裁判文書の特徴は、当事者の権利が一般人とは画されている点にあることが明らかとなった。

行政文書は何人にも閲覧及び写しの交付を認めているのに対し、裁判文書は謄本・正本等の交付について、訴訟の当事者及び利害関係を疎明した第三者のみにしか認めていない点や、行政文書は行政機関の長が開示・不開示の判断しているのに対し、裁判文書は当事者が閲覧等の制限の申立てをする点に、当事者の権利の特徴が表れている。一方で、資料（文書）へのアクセス及び目録等の情報提供のあり方については、行政文書は行政文書ファイル管理簿が一般の閲覧に供されるとともに、インターネット上のデータベースで提供されているのに対し、裁判文書は行政文書ファイル管理簿のような形での目録は公開されていない点も注目される。

次に、こうした裁判文書の特徴を踏まえた上で、裁判所における現用段階と公文書管理法施行後の国立公文書館における非現用段階の公開のあり方について、行政文書との比較と同様に、三つの論点を中心に比較を試みた。その結果、国立公文書館移管後の裁判文書については、当事者に限らず何人においても写しの交付を受けることができるようになった点、デジタルアーカイブによりインターネット上に目録が公開された点、国立公文書館等の長が利用制限事由の該当性を判断するようになった点等、当事者と一般人が同一の扱いとなったことにより、裁判文書の公開のあり方が現

用段階より大きく変化したことが明らかとなった。特に当事者と一般人が区別なく閲覧及び写しの交付が請求できる点は利用者にとって大きな変化であり、利用者への目録の公開や時の経過による利用制限情報の公開も含め、こうした点は、裁判文書が国立公文書館に移管された意義として考えることができるだろう。

さらに、国立公文書館に裁判文書が移管されたことにより、裁判文書へのアクセスが将来にわたって保障されたことを踏まえ、裁判文書を公文書管理法で謳われている「国民共有の知的資源」としてどのように活用していくことができるのかについて、利用の可能性を検証した。「民事判決原本」及び「裁判文書」は、約一〇〇年にわたる実証的な検証を可能とする貴重な資料群であり、具体的に裁判例を読み解いていくと、様々な利用の可能性がみえてくる。

例えば権利の濫用に見るように、現代にまで至る裁判上の法理は、その多くは国民の生活の中から提起された争訟から生み出されたものである。こうした視点で見ると裁判例は、当事者の記録であるのみならず、その一つ一つが国民の生活の中から派生した、社会への問題提起を含みこんだ記録として見るができる。

また国立公文書館においては、行政文書がその所蔵文書の大半を占めているが、司法文書である裁判文書が移管されたことにより、行政文書とは別の視点から行政や社会のあり方を検証することができるようになった点は大いである。本稿でとりあげた行政裁判のように、行政に対する司法のあり方という視点から裁判文書の利用を展望するならば、裁判文書は社会における司法の役割について考える記録としても活用できるだろう。

以上の本稿における考察の成果を踏まえ、今後の課題についてあげておく。まず、現用段階において特に閲覧制限のなかったものについても、公

文書管理法第一六条の利用制限事由に該当する可能性がある点は注意が必要である。この点は、写しの交付も含めて一般に公開されることを鑑みるならば、利用制限は個人の権利利益を害さないために必要な措置といえるが、今後はプライバシー保護の観点を踏まえた上で、時の経過によって、公開範囲をどのように考えていくかが課題といえる。利用制限のあり方については、様々な考え方が存在し、そこに絶対的な正解を求めることは不可能である。ただ、様々な運用の比較やプライバシー等についての社会の受け止め方の変化を考慮することによって、適切な公開のあり方を追求することは重要であり、どのように社会とのコンセンサスを築いていくかが、今後問われてくるだろう。

一方で、平成二十一年に施行された裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成一六年法律第六三号）によって、裁判員制度が導入されたことに注目するならば、国民自身が裁判の判決という意思決定に参加することになり、国民の司法への関わり方が今後大きく変化していくと考えられる。しかしながら、裁判員制度は刑事訴訟に限定されており、こうした問題をより積極的に考えていくには刑事被告人事件に係る訴訟記録の検証が重要となってくる。国立公文書館への刑事記録の恒常的な移管の体制は未だ整備されておらず、この点は今後の課題といえるだろう。

また、アメリカにおいては、国立公文書館に移管された裁判記録は、公文書館の保存する記録のなかで最大のコレクションとされるが⁵、日本において裁判文書は、移管されるようになってからの歴史も浅く、国民の認知という点においても必ずしも十分ではない。今後は利用促進のために、国立公文書館がどのようなメッセージを発信していくかが重要である。その際には展示等の普及活動を通じ、裁判文書が国民共有の知的資源として、社会に必要な記録であることを広く伝えていく必要があるだろう。

【補記】

本稿は、国立公文書館で実施された平成二六年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文をもとに、加筆修正をしたものである。御助言をいただいた全の方に感謝申し上げます。

- 1 本稿での現用段階とは、文書の作成から保存期間満了後の移管・廃棄までの期間を、非現用段階とは、国立公文書館への移管後を指している（なお、後述する国立大学の一時保管時も非現用段階であるが、この場合は、一時保管時であることを明記する）。なお、行政文書については、公文書管理法によるところの、文書のライフサイクルに応じて、作成から整理、保存、行政文書ファイル管理簿への記載・公表、保存期間満了後の国立公文書館等への移管又は廃棄までを現用段階とする。内閣府「行政文書の管理」http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/shikumi_g_bun/g_bun.html（参照、二〇一八年一月六日）参照。また、裁判文書については、裁判文書のライフサイクルに応じて、作成・提出、事件完結、分類・保存、保存期間満了後の移管・特別保存・廃棄までを現用段階とする。最高裁判所事務総局「裁判所における文書管理」<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koubun/daili/siryouti.pdf>（参照、二〇一八年二月六日）参照。
- 2 なお、国立公文書館には、治罪法施行（明治一五年一月一日）以前の刑事事件の文書が、法務省より移管されているが、民事と刑事では現用段階における文書管理が大きく異なるため、本稿では民事事件の裁判文書に限定して論じていくことにしたい。
- 3 長谷川久美・有井広光（最高裁判所）「裁判所が保有する歴史公文書の移管」『アーカイブズ』三八号、二〇一〇年一月、四一頁。なお、裁判文書は、「事件記録」と「事件書類」とがあり、長谷川久美・有井広光氏は、四一頁で以下のように説明をしている。「事件記録」とは、裁判所が取り扱う事件の記録のことであり、民事事件の事件記録の場合には、口頭弁論調書、訴状、答弁書、準備書面、証拠の目録、証拠調べ調書等により構成されている。この事件記録の保存期間は五年である。「事件書類」とは、事件記録等保存規程第二条第二項では、「事件に関する書類で（中略）記録から分離されたもの」と定義されている。民事事件の判決原本はこの事件書類に当たり、その保存期間は五〇年である」。
- 4 判決原本の保存と利用については、『ジュリスト』一〇七八号、一九九五年一月、における「特集 判決原本の保存・利用とプライバシー」にその成果が特集されている。また、判決原本の研究利用の可能性については、林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』信山社、一九九八年、において、多くの事例が紹介されている。
- 5 平田厚・福富美穂子「司法資料の保存・利用について」『自由と正義』五三巻一〇号、二〇〇二年一〇月、林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、二〇〇三年、梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について―民事判決原本利用のための手引―」『北の丸』四四号、二〇一二年一月、等。
- 6 内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」http://www.archives.go.jp/law/pdf/shiho11_090805.pdf（参照、二〇一八年一月六日）。
- 7 独立行政法人国立公文書館『平成二九年度業務実績等報告書』、二〇一八年六月、一〇頁、に以下の記載がある。「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画」（平成三〇年度から平成三四年度までの五年計画）については、内閣府と共に最高裁判所と協議した結果、一月二一日付で内閣総理大臣により決定された」。
- 8 「特定歴史公文書等」については、公文書管理法第二条第七項で定義されており、立法、司法から国立公文書館に移管されたもの（第三号）も含まれる。詳細は、『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』ぎょうせい、二〇一一年、二五〜二六頁、参照。
- 9 田中駒子「公文書管理法の施行と国立公文書館の取組」『ジュリスト』

- 一四一九号、二〇一一年四月。
- 10 青山善充「民事判決原本の永久保存—廃棄からの蘇生—」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、二〇〇三年。
- 11 梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引—」（前掲注5）。
- 12 前掲注10、五〇六頁。なお、事件記録等保存規程の改正については、服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」『自由と正義』四三巻四号、一九九二年四月、参照。
- 13 前掲注10、七〇八頁。なお、こうした動向については、浅古弘「記録管理の現状と法的諸問題—司法資料保存利用問題を手がかりとして—」『レファレンス』五四一号、一九九六年二月、に詳しい。
- 14 前掲注10、八頁。メンバー構成については、一三〇—一四頁参照。
- 15 前掲注10、一五〇—一六頁。
- 16 前掲注10、二四〇—二九頁。国立公文書館法の成立については、亀谷博昭「国立公文書館法の成立と今後の課題」『アーカイブズ』創刊号、一九九九年九月、参照。
- 17 前掲注10、三四〇—三六頁。
- 18 梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について—民事判決原本利用のための手引—」（前掲注5）、一五四—一五二（一〇—一三）頁。
- 19 『平成二三年度独立行政法人国立公文書館業務実績報告書』二〇一二年六月、資料三一—一九。
- 20 例えば、学術体制小委員会「司法資料問題研究フォーラム」から（上）『地方史研究』四四巻二号、一九九四年四月、学術体制小委員会「司法資料問題研究フォーラム」から（下）『地方史研究』四四巻三号、一九九四年六月、「司法資料保存問題フォーラム」について『日本史研究』三八四号、一九九四年八月、等参照。
- 21 前掲注4参照。
- 22 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』（前掲注8）、四四〇—四五頁。
- 23 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』（前掲注8）、六〇〇—六一頁。
- 24 宇賀克也『逐条解説 公文書等の管理に関する法律 改訂版』第一法規株式会社、改訂版二〇一一年、一八〇—一九頁。
- 25 裁判所からの移管文書には、判決書等の裁判文書の他に、司法行政文書があり、国立公文書館においては「裁判文書」とは別に「司法行政文書」という資料群に分かれている。司法行政文書は、現用段階において、裁判文書とは別の文書管理がされており、また、情報公開・個人情報保護については、行政機関情報公開法や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）を踏まえた通達等を定める等、行政文書に準じた運用を行っている。最高裁判所事務総局「裁判所における文書管理」（前掲注1）、裁判所「裁判所の情報公開・個人情報保護について」、<http://www.courts.go.jp/about/siryō/johokokai/index.html>（参照、二〇一八年二月六日）参照。
- 26 司法行政文書は裁判文書と同一に論じることができないため、本稿での考察対象からは外すこととする。なお、司法行政文書の公開については、村上裕章「裁判所における情報公開—司法行政文書を中心として—」同氏著『行政情報の法理論』有斐閣、二〇一八年、初出二〇一六年、参照。
- 27 前掲注7。
- 28 「国立公文書館デジタルアーカイブ」、<http://www.digital.archives.go.jp/>（参照、二〇一八年二月六日）、により確認。
- 29 事件記録等保存規程第九条第二項に基づき保存されている民事事件の事件記録等については、服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」（前掲注12）、長谷川久美・有井広光「裁判所が保有する歴史公文書の移管」（前掲注3）、四一頁、参照。
- 30 総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』財務省印刷局、二〇〇一年、二八頁。
- 31 秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第二版）』菊井維大・村松俊夫原著、日本評論社、二〇〇六年、二二二頁、では、民事訴訟法九一条の訴訟記録の閲覧者の範囲について、「憲法八二条は裁判の公開の原則を定めるが、これは、必ずしも訴訟記録の一般公開まで含むことを意味しないから、訴訟記録の公開の範囲は立法政策の問題である。例えば、昭和三年（一九四八年）の改正前までは、当事者に限って記録閲覧の請求権を認めるにすぎなかった。本条は、こうした裁判の公開の趣旨をより徹底するために、すべての人に記録閲覧の請求権を認めたものである」と解説されている。
- 秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ（第二版）』（前掲注30）、二二三頁。

- 32 「利害関係を疎明した第三者」については、秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ(第二版)』(前掲注30)、一二五頁によれば、「例えば、訴訟に補助参加(四二条)しうる第三者または訴訟告知(五三条)を受けた第三者は、通常その訴訟記録全部について利害関係を有していると解してよいし、甲と訴訟中の乙は、その訴訟の争点について甲が他の事件でなした証言ないし陳述・供述の調書に関して、通常法律上の利害関係を有するといつてよい」といった想定がされている。
- 33 裁判所における訴訟記録の閲覧・複写等と情報公開請求における閲覧・写しの交付との関係で、取扱いに相違があることについては、星野豊「民事訴訟記録における個人情報取扱いに関する一考察」『筑波法政』四九号、二〇一〇年九月、一一頁、に指摘がある。
- 34 e-Gov「行政文書ファイル管理簿の検索」<http://hles.e-gov.go.jp/Servlet/Research>(参照、二〇一八年二月六日)。
- 35 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説(第七版)』有斐閣、二〇一六年(初版二〇〇二年)、五七頁。
- 36 裁判所「裁判例情報」http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1(参照、二〇一八年二月六日)。
- 37 裁判所「各判例について」http://www.courts.go.jp/picture/hanrei_help.html(参照、二〇一八年二月六日)。
- 38 第一法規株式会社「DI-Law.com判例体系」<https://www.daiichihoki.co.jp/di-law/hanreitaikai.html>(参照、二〇一八年二月六日)。
- 39 株式会社TKC「TKCローライブラリー」<http://www.tkc.jp/law/lawlibrary>(参照、二〇一八年二月六日)。
- 40 各種判例集については、例えば、秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ(第二版)』(前掲注30)の「凡例」に各種判例集の一覧が掲載されている。
- 41 星野豊「民事訴訟記録における個人情報の取扱いに関する一考察」(前掲注33)、八頁。星野豊氏は、一一頁において、「情報公開請求によって不開示部分を除いた訴訟記録の写しを取得する一方で、裁判所に赴いて不開示とされた個人情報部分を現認するという、各制度が本来予定しているとはやや考え難い結果を、事実上達成してしまうことになる」といった問題提起をしている。
- 42 星野豊「民事訴訟記録における個人情報の取扱いに関する一考察」(前掲注33)、
- 一一〜一九頁、において、判例を中心に様々な事例が示されている。また、石森久広「訴訟記録に記載された氏名等・押印された個人の印影(高松高等裁判所平成一八年四月二四日判決)」「季報情報公開・個人情報保護」二二号、二〇〇六年二月、で参考となる事例が検討されている。
- 43 平成二四年度(行情)答申第三四二号「特定日付け東京地方裁判所判決判決文等の一部開示決定に関する件」<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/reportBody/7404>(参照、二〇一八年二月六日)。
- 44 行政事件訴訟法第七条「行政事件訴訟に關し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による」。
- 45 前掲注29、四五頁。
- 46 「情報公開・個人情報保護関係 答申データベース検索」<http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/report/>(参照、二〇一八年二月六日)。
- 47 大橋洋一「情報公開と行政訴訟」『岩波講座 現代法の動態五 法の変動の担い手』岩波書店、二〇一五年、二六九〜二七三頁。
- 48 民事訴訟における秘密保護の手続きについては、加藤新太郎「民事訴訟における秘密保護の手続」塚原周一・柳田幸三・園尾隆司・加藤新太郎編『新民訴訟法の理論と実務(上)』ぎょうせい、一九九七年、に詳しい。
- 49 法務省民事局参事官室編「問一答 新民訴訟法」商事法務研究会、一九九六年、八五頁。秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ(第二版)』(前掲注30)、一三〇頁、においても同様の例があげられている。
- 50 秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ(第二版)』(前掲注30)、一三四頁。
- 51 秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎・高田裕成・福田剛久・山本和彦『コンメンタル民事訴訟法Ⅱ(第二版)』(前掲注30)、一三四頁。
- 52 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』(前掲注8)、六七頁。
- 53 前掲注9、六二頁。
- 54 前掲注9、六三頁。
- 55 「国立公文書館デジタルアーカイブ」(前掲注27)。
- 56 デジタルアーカイブの利用法については、梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について―民事判決原本利用のための手引―」(前掲注5)、一四二(一三)頁、参照。なお、裁判所組織の変遷や日本法制

- 史についての知識があると必要な文書の特定の手助けとなる。裁判所組織の変遷については、最高裁判所事務総局編『裁判所百年史』大蔵省印刷局、一九九〇年、日本法制史については、浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編『日本法制史』青林書院、二〇一〇年、等参照。
- 57 なお、「民事判決原本」を国立大学から国立公文書館に受け入れた際のつくば文館の試算では、件名目録を作るには、一〇名のアルバイトがフル稼働して四〇年かかるとされており（前掲注10、四五頁）、件名目録の整備には膨大なマンパワーが必要なことが分かっている。
- 58 内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ「裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用の制限について」、二〇一一年三月二十五日、<http://www.archives.go.jp/law/pdf/saibanshoikan.pdf>（参照、二〇一八年二月六日）。なお、この申合せは裁判所から移管された「裁判文書」についての規定であり、国立大学の一時保管を経て文部省との合意に基づいて移管された「民事判決原本」は、行政文書と同様の扱いとなるため、この申合せは適用されない。ただし、行政機関から移管された特定歴史公文書等の利用制限について規定しているのは公文書管理法第一六条第一項第一号であるが、裁判所から移管された特定歴史公文書等の利用制限について規定しているこの申合せが、「同項（第一六条第一項）第一号イからニまでに掲げる情報に相当する情報が記載されている場合」と規定しているため、利用制限の範囲は実質的に同様である。
- 59 ガイドラインについては、内閣府「行政文書の管理」（前掲注1）、参照。
- 60 国立公文書館における三〇年ルールの考え方については、前掲注9、五九〜六〇頁、参照。
- 61 館長決定「独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」、二〇一一年四月一日、http://www.archives.go.jp/information/pdf/riyoushinsa_2011_00.pdf（参照、二〇一八年二月六日）。
- 62 前掲注9、六〇〜六一頁。
- 63 個人情報に関する、国立公文書館における時の経過を踏まえた利用制限事由の該当性の判断については、村上由佳「国立公文書館における個人情報に関する利用審査について」『北の丸』四九号、二〇一七年三月、七九〜八三頁、において、公文書管理委員会の判断事例や「家族、親族又は婚姻」に関する情報の事例の考察がある。
- 64 なお、特定歴史公文書等の利用請求に対する処分については、「行政不服審査法」第二条の規定に基づく審査請求及び「行政事件訴訟法」の規定に基づく決定の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。
- 65 一定の年限を経た上で公開するという取扱いについては、平田厚・福富美穂子「司法資料の保存・利用について」（前掲注5）、六三〜六四頁、においても問題提起がなされている。
- 66 國井和郎「判決原本利用とプライバシー保護」『ジュリスト』一〇七八号、一九九五年一月、一八頁。
- 67 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』（前掲注8）、六九〜七三頁。なお、情報公開法制の不開示情報と公文書管理法の利用制限事由の該当性については、後者は審議・検討に関する情報及び事務・事業に関する情報の一部が除外されている等の相違点がある。
- 68 公文書管理法第一五条第一項「国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあつてはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあつてはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない」。
- 69 事件記録等保存規程に規定されている保存期間については、「別表第一」、「別表第二」参照（服部悟「民事判決原本の永久保存の廃止と民事事件記録等の特別保存について」（前掲注12）、二二一〜二四頁）。
- 70 浅古弘「日本法制史―裁判の歴史（第一〜三回）」『法学教室』二八〇〜二八二号、二〇〇四年。
- 71 国際日本文化研究センター「データベース 民事判決原本」、<http://db.nichibun.ac.jp/ja/category/minji.html>（参照、二〇一八年二月六日）。なお、データベースの利用には利用申請が必要である。また、データベース化作業の方針及び過程等については、石井紫郎・新田一郎「対談 明治前期民事判決原本 データベース化の現場から―多様性の中での分類・検索システム―」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、二〇〇三年、に詳しい。
- 72 詳細は、梅原康嗣・村上由佳「国立大学からの民事判決原本の移管完了について―民事判決原本利用のための手引―」（前掲注5）、一四一〜一四〇（一四一〜一五）頁、参照。

- 73 本稿での請求番号は国立公文書館における請求番号を指す。「国立公文書館デジタルアーカイブ」(前掲注27)、参照。
- 74 林真貴子「大阪区裁判所明治三十九年一〇月二三日証拠保全決定」林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『図説 判決原本の遺産』信山社、一九九八年、六〇頁。事件の概要説明については林氏の説明に拠った。なお、大阪アルカリ事件の詳細については、大村敦志「不法行為判例に学ぶ―社会と法の接点(大阪アルカリ事件(一)〜(四))」『法学教室』三四三〜三四六号、二〇〇九年、参照。学術体制小委員会「司法資料問題研究フォーラム」から(下) (前掲注20)、六一頁。
- 75 訴訟による紛争解決の意義については、川井健「大阪アルカリ株式会社事件―民法判例と時代思潮」『北大法学論集』三一巻三・四合併号上巻、一九八一年三月、一五七〜一六三頁、参照。
- 76 国立公文書館所蔵の資料では、第一審(昭和八年六月二三日判決言渡、昭和六年(ハ)第七二四号)、控訴審(昭和九年七月三一日判決言渡、昭和八年(レ)第一四二号)、上告審(昭和一〇年一〇月五日判決言渡、昭和九年(オ)第二六四四号)が同一簿冊にまとめて綴られている。
- 77 宇奈月温泉事件については、例えば、大村敦志「権利の濫用(一)―宇奈月温泉事件」『民法判例百選Ⅰ総則・物権(第八版)』『別冊ジュリスト』二二七号、二〇一八年三月、参照。
- 78 大村敦志「権利の濫用(一)―宇奈月温泉事件」(前掲注76)、五頁。行政裁判所の詳細については、行政裁判所『行政裁判所五十年史』一九四一年、参照。なお、出訴事項については、「行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件」(明治三三年法律第一〇六号)によれば、「一 海關稅ヲ除ク外租稅及手數料ノ賦課ニ関スル事件 二 租稅滯納処分ニ関スル事件 三 營業免許ノ拒否又ハ取消ニ関スル事件 四 水利及土木ニ関スル事件 五 土地ノ官民有区分ノ査定ニ関スル事」の五項目が規定されていた。
- 79 明治三〇年二月三日宣告、明治二九年第三二号。
- 80 小野博司「明治三〇年代の行政裁判法改正事業の意義―法典調査会作成の四法案を中心にして―」『四天王寺大学紀要』五一号、二〇一一年三月。
- 81 阿部泰隆「行政訴訟のあるべき制度、あるべき運用について」『法律文化』一六卷二号、二〇〇四年一月。
- 82 首相官邸「行政事件訴訟法の一部を改正する法律について(概要)」、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shou/hourei/gyousei_s.html (参照、二〇一八年一月二日)。
- 83 浅古弘「海外における司法資料の保存と利用―アメリカ合衆国の場合―」『アーカイブズ』二九号、二〇〇七年七月、三七頁。
- 84 (公文書専門員)